

【取扱い厳重注意】

132

平成23年12月12日

## 聴取結果書

東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会事務局  
局員 神藤正嗣

平成23年8月25日、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証のため、関係者から聴取した結果は、下記のとおりである。

### 記

#### 第1 被聴取者、聴取日時、聴取場所、聴取者等

##### 1 被聴取者

原子力安全・保安院 電力安全課長 大村哲臣

##### 2 聴取日時

平成23年8月25日午後2時1分から午後2時40分まで

##### 3 聴取場所

経済産業省別館5階面談室4

##### 4 聴取者

事務局 神藤正嗣

##### 5 ICレコーダーによる録音の有無等

あり

なし

#### 第2 聴取内容

飲食物に対する措置について（別紙のとおり）

#### 第3 特記事項

なし

以上

別紙

1 被聴取者の身分

私は、3月12日に保安院幹部の指示により ERC 放射線班で勤務することになり、しばらくの間はプレス対応や現地のモニタリングデータの更新等に携わっていた。3月18日からは飲食物の措置に携わるようになったが、3月24日からは現地対策本部の総括班長として、福島県で勤務していた。

2 ERC 内における飲食物への初期対応について

ERC 内では飲食物に対する対応は、基本的に、放射線班ではなく住民安全班が行っていた。3月16日に厚労省を交えて打ち合わせを行い、私も参加しているが、このときも住民安全班の浦野さんに呼ばれて参加した。

私が、飲食物の対応をメインにするようになったのは、3月18日だったと思うが、確かではない。きっかけは幹部から、官邸に放射線班から2名、そのうち1名は管理職を出してほしいと言われ、当時放射線班に管理職級は私しかいなかったのも、私と補佐の西田が参加することとなった。その後、官邸地下の危機管理センター横の会議室に行くと、そこには厚労省の矢島技術総括審議官、内閣官房の塚本参事官、柳参事官、厚労省の道野さん、農水省の嘉多山さん等がいた。

私たちが入った時にはすでにある程度話が進んでいたようだったが、話している内容を聞くと、食品に対する措置を検討していることがわかった。その日の主な検討内容としては、飲食物の制限について、組織的にどう対応するかということと、どのような法制度で対応するかということであった。

対応する組織の案として、その時点では内閣官房の安危室で情報を一元化するという案が出ていた。また、法制度の面では、食品については食品衛生法、水道水については水道法という法律があるが、対応できるのは部分的なものであり、汚染の広がりを見ると原災法でやるのがいいのではないかという話にまとまりつつあったが、その日に決定はせずに、一度は解散となった。

再度、同じ日の夜中に呼ばれて、安危室では取りまとめはできないという意見が出て、次に原災本部事務局である保安院で取りまとめてほしいという話になったが、私は、保安院では飲食物に関する詳細はわからないので、中身は厳しいという意見を述べつつ一度持ち帰ることとした。

その後、明け方に呼ばれた。そのときには特に組織的な話が出なかったが、自然と厚生労働省が取りまとめることとなっていた。

19日に組織的な面と法的な面について官房長官が会見で説明をしたが、それまでに数回説明に入っていたようである。私は一度も入ったことはない。

体制が整ってからは、出荷制限や摂取制限の違いをどうするかという話と指示をする地域をどうするかという議論が中心であった。中には県単位よりも制限指示の対象地域を細かく分けるべきだという話も出ていたが、地域を網羅したデータはなく断片的なものしかなかったため、そこまで細かな対応は無理だということになった。

その後、3月21日以降、出荷制限の指示等が出されているが、官房長官等のレクに参加していたわけではないので、詳細な決定経緯はわからない。